# 受託機関のシステム切替に伴う ペンション・プラスの仕様変更について

## 日本ITソフトウェア企業年金基金

### 事業所番号

■ 事業所番号の桁数が6桁から5桁へ、加入制度を表す上2桁のうち、2桁目の「0」を除いた番号へ変わります。

加入制度	変更前	変更後
第1年金のみ	10XXXX	1XXXX
第2年金のみ	20XXXX	2XXXX
第1年金+第2年金両方加入	30XXXX	3XXXX



■「データ投入」画面からアップロードするCSVファイルの事業所番号を5桁に変更する必要があります。

■ 切替後の基幹システムでは、登録可能な加入者氏名の文字数が変更になります。

#### 変更前

カナ:半角48文字以内(文字数はスペースを含む、1つ以上のスペース必須)

漢字:全角48文字以内(文字数はスペースを含む、1つ以上のスペース必須)

カナ・漢字ともに複数のスペースの使用(ミドルネーム)可



#### 変更後

カナ:半角21文字以内(文字数はスペースを含む、1つ以上のスペース必須)

漢字:氏=全角5文字以内 名=全角6文字以内

漢字は複数のスペースの使用(ミドルネーム)不可

■ 既存の加入者氏名で文字数を超過しているデータは次のように変換します。

カナが21文字を超えている場合は先頭から21文字

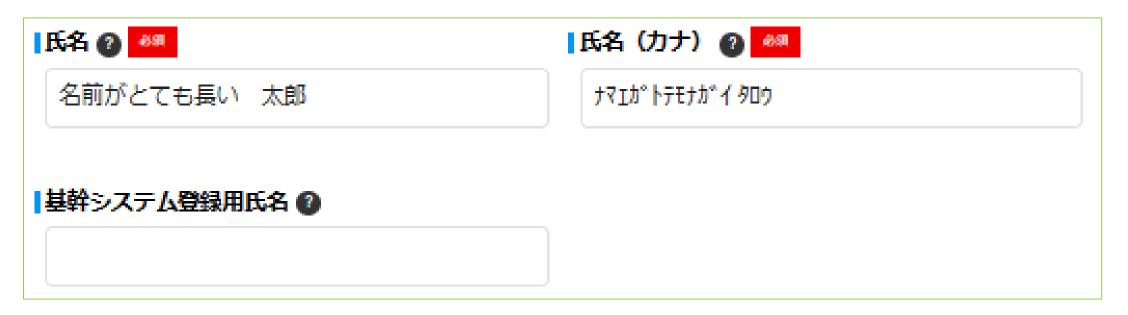
漢字の氏または名が所定の文字数を超えている場合 あるいは スペースが複数ある場合は 「値なし(ブランク)」

氏名の漢字の値がない場合、受託機関が出力する紙帳票ではカナが表示されます

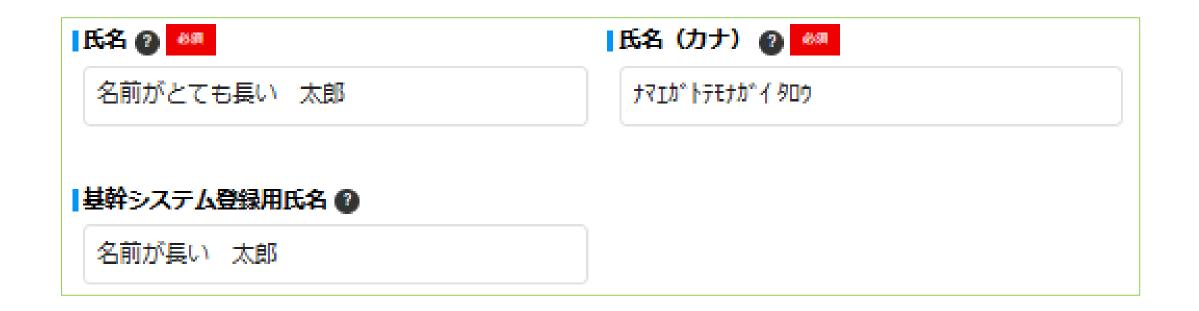
■ 既存の加入者氏名のデータを引き続きペンション・プラスで管理します。

仮想個人勘定残高のお知らせや、基金が直接ご本人に送付する給付のご案内は、 ペンション・プラスが管理するデータに基づいて作成する予定です。

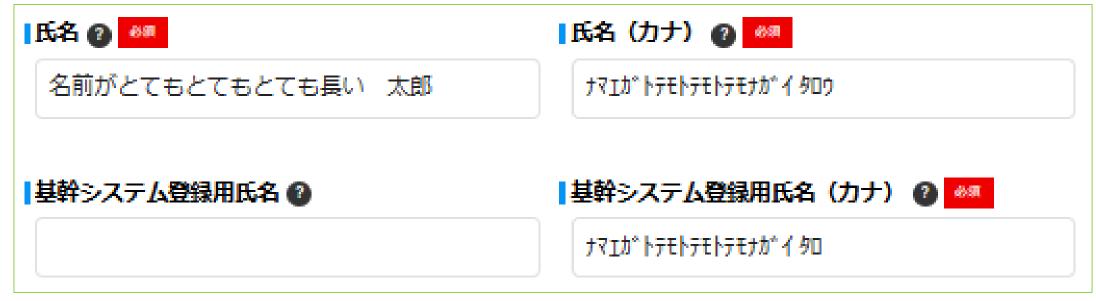
■ ペンション・プラスの取得届・氏名変更届で氏名を入力する際、基幹システム に登録可能な文字数を超過した場合は、「基幹システム登録用氏名」欄・「基幹 システム登録用氏名(カナ)」欄が表示されます。



■ 基幹システムに登録可能な氏名を「基幹システム登録用氏名」欄・「基幹システム 登録用氏名(カナ)」欄に入力してください。



■「基幹システム登録用氏名」欄は空欄でも差し支えありません。空欄の場合、 基幹システムが作成する帳票では、「基幹システム登録用氏名(カナ)」欄また は「氏名(カナ)」欄の値が出力されます。



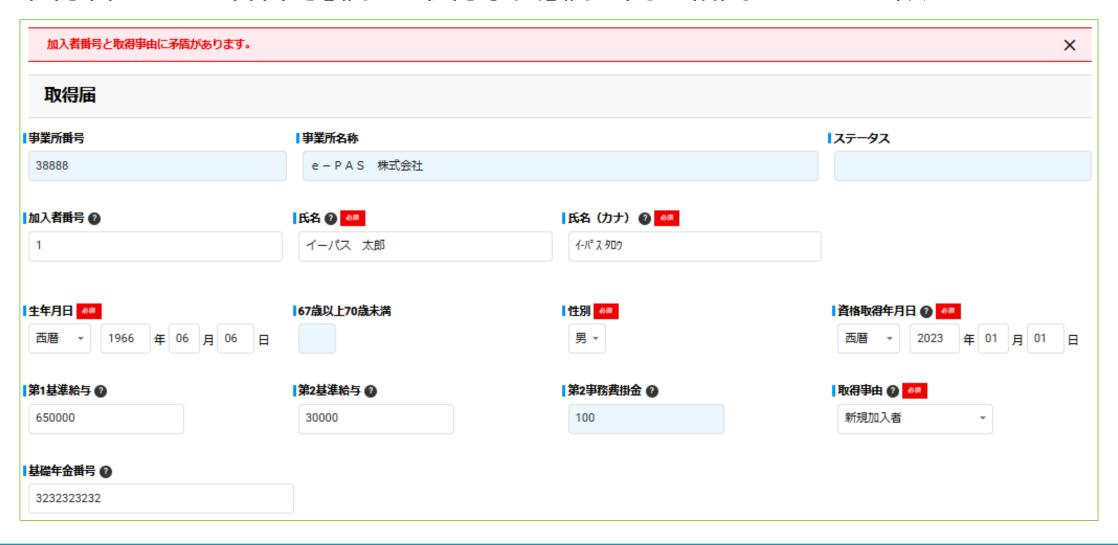
この例の場合、基幹システムが作成する帳票では「ナマエガトテモトテモナテテモナガイ タロ」と出力されます。

■ データ投入機能を利用する場合は、事業所番号が5桁に変更になっていること、 取得届の加入者氏名カナが21文字を超えているときは79列目(CA列)の基幹 システム登録用氏名カナの入力が必須であることが変更点となります。

D	н	I	J	ВW	BY	BZ	CA	СВ
4	8	9	10	75	77	78	79	80
事	空	ЪΩ	カロ	空	備	≘訂	基	基
業	櫚	λ	λ	櫚	考	ਜ਼ ਜ਼ ਜ਼	幹	幹
所		者	者			届 •	シ	シ
番		氏	氏			·取 取	ス	ス
号		名	名			消消	₹	<del>7</del>
		カ	漢			届の	Д	Д
		<del>/</del>	字			の理場	큪	童
						♠ 由	録	録
						の み	用	用
						λ	氏	氏
						<del>ئ</del>	名	名
							ħ	
							t	
10		48	48		200	200	21	12
38888		ナマエカ゜トテモトテモトテモナカ゜イ タロウ	名前がとてもとてもとても長い 太郎				ナマエカ゛トテモトテモトテモナカ゛イ タロ	名前が長い 太郎

#### 加入者番号と取得事由の相関チェック

■ 取得届の「加入者番号」欄と「取得事由」欄の間に相関チェックを設けました。



### 加入者番号と取得事由の相関チェック

取得事由	加入者番号欄の入力制御
新規加入者	入力不可
事業所間異動	
再加入明らか	入力必須
再加入者	
設立編入	制御なし

■ 新規加入者であるにもかかわらず、「加入者番号」欄に社員番号など任意の 番号を入力した届出が過去にありましたが、今後は入力不可となります。

#### 事業所間異動・再加入明らかの取得届・喪失届

- <u>取得事由・喪失事由が「事業所間異動」「再加入明らか」である取得届・喪失届は</u> <u>原則として同じ時期にご提出ください。</u>切替後の基幹システムでは当基金による 適用開始通知と適用終了通知の入力を同時に行う必要があります。
- 事業所間異動 グループ会社間の転籍など、どちらも当基金に加入している事業所の間で加入 者が異動する届出です。

A社	喪失事由	喪失事由の補足	喪失事由の補足の詳細
喪失届	事業所間異動	転籍	転籍先:B社
B社	取得事由	備考	
取得届	事業所間異動	転籍元:A社	

※転籍元を退職して当基金に加入していない事業所へ転籍する場合の「喪失事由」は「事業所間 異動」以外から選択し、「喪失事由の補足」は「退職」をご選択ください(合併や会社分割など 労働契約の包括的な承継の場合を除く)。

#### 事業所間異動・再加入明らかの取得届・喪失届

- 再加入明らか 主として次の場合に同じ事業所内で1人の加入者について同じ日を異動年月日 とする取得届・喪失届を提出することです。
  - ・60歳以上の継続雇用
  - ・第1年金のみの加入者⇔第1年金+第2年金両方の加入者

再加入前	喪失事由	喪失事由の補足	喪失事由の補足の詳細
喪失届	再加入明らか	同日得喪	(例)定年後再雇用
再加入後	取得事由	備考	
取得届	再加入明らか	(例)定年後再雇	用

- ※60歳以上の継続雇用を理由とする「再加入明らか」の取得届には次の事実確認書類の添付 (アップロード)をお願いします(①+② または ③)。
  - ① 退職の事実がわかる書類(就業規則の定年の部分など) ② 継続雇用の事実がわかる書類(労働契約書など) ③ ①・②に代えて退職および継続雇用の事実に関する事業主の証明

#### ■基準給与変更届の「変更後基準給与」欄が空欄の場合

■ 第1年金と第2年金の両方に加入している事業所の加入者で、第1基準給与と第 2基準給与のどちらか一方だけが変更になる基準給与変更届では、変更がない 基準給与の「変更後 第X基準給与」欄は入力する必要がありません。

この扱いは旧バージョンから変わりがありませんが、入力しなかった場合の挙動が変わります。

基準給与変更年月日 ② 6月 20 直近の異動年月日 ②						直近の異動原因 ②	
西暦 🕶	2024 年 10 → 月 01	B	西暦 🕶	2023 年 0	1 月 01	日	資格取得
変更前	第1基準給与 ② 650000	<b>第2基準給与 ②</b> 30000	第2	事務書掛金 ②			
変更後	500000		10	00		<b>変更事由(第1基準給与)</b> 算定基礎届(9月定時決)	

#### ■基準給与変更届の「変更後基準給与」欄が空欄の場合

■ 前ページのように、「変更後 第X基準給与」欄の一方は値が入力され、もう一方は 入力されていない基準給与変更届で「登録」ボタンを押下すると、確認ダイアログ で「変更前の値から変更がないものとして扱われます」というワーニングが表示

されます。



#### ■基準給与変更届の「変更後基準給与」欄が空欄の場合

■ 前ページの確認ダイアログで「はい」ボタンを押下、完了ダイアログで「OK」ボタンを押下した後、「届出状況確認」画面または「加入者状況確認」画面の届出一覧でこの届出を選択して届出の詳細を確認すると、値を入力しなかった「変更後 第X基準給与」欄に「変更前 第X基準給与」欄と同じ値が入力されています。

切替に伴い、基幹システムで基準給与の履歴を保持する仕様が変わったことへの 対応です。

基準給与変更年月日 ② 🌆				
西暦 ▼	2024 年 10 - 月 01	日	西暦 - 2023 年 01 月 01 日	資格取得
	第1基準給与 ②	第2基準給与 ②	第2事務費掛金 ②	
変更前	650000	30000		
			変更事由(第1基準約	AE) 0
変更後	500000	30000	100 算定基礎届(9月定B	<b>寺決定) ▼</b>

#### ■基準給与変更届の「変更前基準給与」欄を修正する機能

■ 基準給与変更届の「変更前 第X基準給与」欄にはペンション・プラスが管理する 直近の基準給与が表示されています。旧バージョンではこれを修正することが できませんでしたが、新バージョンでは修正を可能とし、修正した欄の背景色が 黄色に変わります。

基準給与変更年月日 ②                      直近の異動年月日 ②				
西暦	+ 2024 年 10 + 月 01	日	西暦 - 2023 年 01 月 01 日	資格取得
	第1基準給与 ②	第2基準給与 ②	第2事務費掛金 ②	
変更前	530000	30000		
			変更事由(第1基準	給与)②
変更後	500000	30000	100 算定基礎届(9月定	時決定) 🕶

直近の基準給与を訂正した、基準給与変更届の届出漏れがあったなどの場合にご利用いただく機能となります。